

平成 26年 4月 1日
国土交通省大阪航空局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「大阪 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」に係る落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行った「大阪 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負」については、下記のとおり落札者を決定しました。

1 落札者の名称
株式会社 東京電気技術サービス

2 落札金額
940,000,000円（税抜）
※業務実施期間（平成 26年 4月 1日～平成 29年 3月 31日）3年間分の額

3 落札者の評価点

標準点及び加算点の合計	入札価格（税抜）	評価値
122点	940,000,000円	12.9787点

（評価値については、標準点及び加算点の合計を入札価格で除した値を 10 の 8 乗倍したもので、小数点 5 桁以下は切り捨て）

4 落札者決定の経緯及び理由

大阪 SMC 管轄航空交通管制機器等保守請負における民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者 1 者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

入札価格については、2 月 19 日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行い、上記の者が落札者となった。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う保守業務は、航空交通管制機器等の定期保守業務、緊急保守業務及び特別保守業務の 3 業務である。

これらの実施体制については、上記 3 業務を一体的に実施するため空港の運用時間中、保守技術者を常駐配置する。

実施方法については、PDCA 活動により継続的に保守の改善を行う体制を構築し、航空交通管制機器等の信頼性を確保するための保守を行い、航空の安全かつ円滑な運航の確保を図るものとする。